

公益財団法人 大原記念労働科学研究所
職務発明規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）の職員が発明をした場合の取扱いについて定め、職員による発明を奨励し、その保護及び活用を図ることにより、この法人の発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職務発明 その性質上この法人の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がこの法人における職員の現在又は過去の職務に属する発明として第4条に基づいてこの法人が認定したものをいう。
- 二 発明者 発明をした職員をいう。
- 三 職員 期間の定めの有無を問わずこの法人に勤務する職員（所長、副所長、常勤所員、嘱託所員）をいう。

(発明の届出)

第3条 この法人の業務範囲に属する発明を行った職員は、速やかに発明届を作成し、所属長を経由してこの法人に届け出なければならない。

- 2 前項の発明が二人以上の者によって共同でなされたものであるときは、前項の発明届を連名で作成するとともに、各発明者の寄与率を記入するものとする。

(職務発明の認定)

第4条 この法人は、第3条の届出に係る発明について、次の各号に定める事項を決定し、又は認定するものとする。

- 一 届け出られた発明が職務発明に該当するか否か
- 二 当該職務発明に係る権利を承継することの要否
- 三 当該職務発明をした者それぞれの寄与率

- 2 この法人は、前項の決定又は認定の内容を、当該発明を行った職員に、その所属長を経由して、速やかに通知するものとする。

(権利の承継)

第5条 この法人は、職務発明に係る権利を承継する旨を当該職務発明を行った職員に通知したときは、意思表示その他何らの手続を要せず、当該職務発明につき特許を受ける権利を当該職員から承継する。

- 2 この法人が職務発明に係る権利を承継しない旨を通知した場合には、この法人は、当該職務発明についての通常実施権を留保するものとする。

(権利の処分)

第6条 この法人は、職務発明について特許を受ける権利を承継したときは、当該職務発明について特許出願を行い、若しくは行わず、又はその他処分する方法を決定する。

- 2 この法人の特許を受ける権利を承継した職務発明について特許出願を行わない旨の決定は、この法人の当該職務発明についての特許を受ける権利を承継しない旨の決定とはみなさない。
- 3 出願の形態及び内容については、この法人の判断するところによる。
- 4 職務発明について特許を受ける権利をこの法人に譲渡した職員は、この法人の行う特許出願その他特許を受けるために必要な措置に協力しなければならない。
- 5 この法人は、特許を受ける権利を承継した職務発明について、特許権を取得し、又は特許権を維持する必要がないと認めたときは、当該特許を受ける権利を放棄し、当該特許出願を取り下げ、又は当該特許権を放棄することができる。

(対価の算定方法)

第7条 この法人は、第4条の規定により職務発明について特許を受ける権利を発明者から承継したときは、発明者に対し次の各号に掲げる対価を支払うものとする。

- 一 出願時支払金
- 二 登録時支払金

- 2 前項の対価は、この法人が認定した発明者寄与率に基づき、各発明者に配分されるものとする。
- 3 第1項の対価は、別に定める実施細則（以下「実施細則」という。）に基づき算定するものとする。

(対価の支払時期)

第8条 第7条に定める対価は、出願時支払金については出願後速やかに支払うものとし、登録時支払金については登録後速やかに支払うものとする。

(発明者からの意見の聴取)

第9条 発明者は、この法人から支払われた対価に異議があるときは、その対価の受領日から2週間以内に、この法人に対して異議申立書を提出することにより異議の申立てを行うことができる。

- 2 この法人は、発明者が前項の規定により異議を申し立てたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(制限行為)

第10条 発明者は、職務発明の内容をこの法人の承認を得た後でなければ外部に発表してはならない。

- 2 発明者は、この法人の許可なく職務発明について自ら実施し、自ら出願し、又はこの法人以外の者にその実施を許諾してはならない。
- 3 発明者は、この法人の許可なく職務発明について特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第11条 発明者及び発明に関係する者は、発明に関して、その内容その他発明者又はこの法人の利害に係る事項について、必要な期間中、秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、職員がこの法人を退職した後も適用する。

(職務発明ではない発明の取扱い)

第 12 条 この法人は、第 4 条の規定により、職務発明でないと認定した発明について、発明者から特許を受ける権利を譲渡したい旨の申出があったときは、当該発明について、特許を受ける権利をこの法人が承継するかどうかの決定をしなければならない。

2 職務発明でない発明に係る特許を受ける権利の承継については、この法人と当該発明者間で別途契約を締結するものとする。

(職員とこの法人以外の者との共同発明の取扱い)

第 13 条 職員がこの法人以外の個人、企業、大学その他の者と共同して行った発明であって、この法人の業務の範囲に属するものについては、その職員の特許を受ける権利の持分の取扱いについても、この規程を適用する。

(退職者の発明)

第 14 条 職員が、この法人在職期間中に完成した職務発明については、当該職務発明が完成したことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、この規程を適用する。

(出向者の発明)

第 15 条 職員が出向期間中にした発明の取扱いについては、この法人と出向先との取決め及びこの法人と職員との間の契約に従うものとする。

(外国における権利の取扱い)

第 16 条 第 4 条の規定により職務発明であると認定された発明について外国において特許を受ける権利は、この法人が発明者から当該特許を受ける権利の譲渡証書を受領することによって承継する。

(実用新案権及び意匠権に関する準用)

第 17 条 この規程は、実用新案法第 2 条第 1 項に規定する考案及び意匠法第 2 条第 1 項に規定する意匠について準用する。

(規程の開示について)

第 18 条 この法人は、この規程をこの法人の主たる事務所に備置し、閲覧に供するものとする。

(規程の改定について)

第 19 条 この規程は、必要に応じて改定を行うものとする。

2 この規程の改定は、この法人の運営会議の決議を経て行う。

附 則

本規程は平成 27 年 1 月 6 日から施行する。